

## 2章 地域環境計画の現状と課題—日英比較—

姫野 順一

### 1節 地域環境計画の登場

#### (1) 日本における地域環境計画の策定

日本の地方自治体で地域環境計画の策定を促した契機は、1992年6月の「地球サミット」(環境と開発に関する国連会議)における「環境と開発に関するリオ宣言」(27の原則)と、この行動計画を示す「アジェンダ21」(21世紀に向けて実施すべき行動計画)であった。この計画は1987年に国連の「ブルントラント委員会」(環境と開発に関する世界委員会)が明らかにした「持続可能な開発」Sustainable Developmentの考えに基づいている。これは「将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことがない形で、現在の世代のニーズを満足させること」(世代間の平等)を原則としている。この「アジェンダ21」は社会的、経済的、環境的に「持続可能な開発」を実践するための青写真であった<sup>1)</sup>。この行動計画は「ローカル・アジェンダ21」として各国政府や、世界各地の地方自治体の環境計画策定を促進した<sup>2)</sup>。平成5(1993)年11月に成立したわが国の環境基本法はその一環である。この環境基本法は「アジェンダ21」の基本精神を受け入れ、環境分野における国の政策の基本方向を示すと共に、個別環境施策の基本方向を示す「プログラム規定」が盛り込まれた。この第15条で国の環境基本計画策定の義務を定め、(第5節)第19—31条で「国が講じる環境保全の施策」を規定し、第36条で地方公共団体が行う施策を次のように規定した。「地方公共団体は、第5節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする」<sup>3)</sup>。この環境基本法およびその中の環境基本計画の規定に促されて、90年代の後半地域(都道府県・政令指定都市・市町村)における環境基本計画の策定が急速に、進展した。

## (2) 全国的な地域環境計画の現状とレビュー

政府は平成6(1993)年、環境基本法第15条に基づき、「環境」「共生」「参加」「国際的取組」を4つの長期的目標とする「環境基本計画」を閣議決定した。この第3章第1節1—④は「地方公共団体が自主的に実施する環境保全施策について、必要な財政上の措置、技術的な支援に努める」と国の責務をうたっている<sup>4)</sup>。平成7年には総額10億円を補助金とし、補助率1/2で62件の市区町村に環境基本計画目標達成推進事業を実施し、市区町村のみならず都道府県・政令指定都市を含めて34件の先進的・独自の総合的「地球環境計画策定等推進事業」を支援した<sup>5)</sup>。このような財政的な支援を受けて、地方公共団体は地方の自然的社会的な条件に応じた環境を保全する施策として地域の環境総合計画を次々に策定してきたわけである(表1、2参照)。施策実施の進捗が「点検」されるのが環境基本法および環境計画行政の特徴である。すなわち環境基本法に基づき設置された中央環境審議会は、環境基本計画第4部「計画の効果的実施」における第5節「計画の進捗状況の点検及び見直し」規定に基づいて環境基本計画進捗の点検を実施し、平成8、9、10年の3回にわたり報告書を公表した。この報告書は国の施策のみならず地方公共団体や事業者、国民、民間団体といった各主体の取組を調査点検している。ここで地方環境計画に関わる評価は以下のような内容であった。①地方公共団体のために創設された「環境基本計画推進事業費補助制度」といった計画策定の財政支援の評価。②住民のパートナーシップの強調とコンサルタントに頼らない住民参加の推奨。専門性を維持しつつも地域の風土性を理解できるコンサルタントの育成。③地方分権に立脚しながらも、環境行政におけるナショナル・ポリシーを重視する。このナショナルな計画と地方自治体・地域の役割をどのように組み合わせるのが重要な課題となる<sup>6)</sup>。

## (3) 総合的環境指標のクローズアップ

中央環境審議会の点検報告書は「総合的指標の開発」の重要性をクローズアップした。「循環」「共生」「参加」「国際的取組」という環境基本計画の目標達成には総合的指標の開発が必要であり、全国を4ブロックに分けた点検ヒヤリングでも環境負荷の低減を定量的に捉えるための「環境指標」を求める声

表1 都道府県・政令指定都市環境総合計画策定状況

団体名	計画等の名称	制定(改正)年月日
青森県	青森県環境基本構想	平成 8. 3.
岩手県	岩手県環境保全計画	平成 8. 3.26
宮城県	宮城県環境基本計画	平成 9. 3.31
山形県	山形県環境基本計画	平成 8.12.
福島県	福島県環境基本計画	平成 9. 3.27
茨城県	茨城県環境基本計画	平成 9. 3. 4
群馬県	群馬県環境基本計画	平成 9. 2. 6
埼玉県	埼玉県環境基本計画	平成 8. 2.28
千葉県	千葉県環境基本計画	平成 8. 8.
東京都	東京都環境基本計画	平成 9. 3.31
神奈川県	神奈川県環境基本計画	平成 9. 3.19
新潟県	新潟県環境基本計画	平成 9. 3.
石川県	石川県環境基本計画	平成 9. 2.21
福井県	福井県環境基本計画	平成 9. 3.
長野県	長野県環境基本計画	平成 9. 2.
岐阜県	岐阜県環境基本計画	平成 8. 3. 8
静岡県	静岡県環境基本計画	平成 9. 3.
大阪府	大阪府環境総合計画	平成 8. 3.26
兵庫県	兵庫県環境基本計画	平成 8. 6.28
奈良県	奈良県環境総合計画	平成 8. 3.29
広島県	広島県環境基本計画	平成 9. 3.
高知県	高知県環境基本計画	平成 9. 3.24
熊本県	熊本県環境基本計画	平成 8.12. 4
宮崎県	宮崎県環境基本計画	平成 9. 3.27
横浜市	横浜市環境管理計画	平成 8. 9.
京都市	新京都市環境管理計画	平成 8. 3.26
大阪市	大阪市環境基本計画	平成 8. 8.
神戸市	神戸市環境保全基本計画	平成 8. 3.29
北九州市	アジェンダ21北九州	平成 8. 3.22
福岡市	福岡市環境基本計画	平成 9. 3.28

環境庁『日本の環境対策は進んでいるかⅡ』平成9年

表2 都道府県・政令指定都市の率先実行計画等一覧

団体名	計画等の名称	制定(改正)年月日
北海道	北海道環境配慮指針「オフィス編」一道の行政事務における環境保全のための率先行動方針	平成 8. 3. 29
山形県	職場環境美化運動	平成 8. 8.
	文書のA判化推進運動実施要領	平成 8. 4. 1
福島県	福島エコオフィス実践計画	平成 9. 3. 27
	アジェンダふくしま21	平成 8. 3. 27
千葉県	千葉県環境保全率先行動計画(ちば新時代エコ・オフィスプラン)	平成 9. 3. 24
石川県	再生紙利用ガイドライン	平成 9. 3. 26
福井県	環境保全率先実行計画	平成 9. 3.
大阪府	環境にやさしい大阪府庁行動計画	平成 9. 3. 25
徳島県	エコオフィスとくしま・県立率先行動計画	平成 8. 9. 5.
香川県	香川県地球環境保全行動指針(アジェンダ21かがわ)	平成 8. 11. 25
長崎県	環境保全のための率先実行行動計画大綱	平成 8. 3. 25
熊本県	熊本県環境基本計画(行動計画編)	平成 8. 12. 4

環境庁『前掲書』

が多かったと報告されている<sup>7)</sup>。5年を目途としている現行の環境基本計画(平成6—11年)は平成12年から見直されるが、その場合「環境総合指標」の策定は大きなテーマとなっている。この提言を受けて環境庁は平成7年「総合的環境指標検討会」を開催し、「総合的環境指標」の概念整理と明確化の作業に着手した。この定性的な環境指標と定量的な環境指標をどのように総合するのかという点については環境庁の『総合環境指標試案』(平成9年)と『環境基本計画に係る目標のあり方に関する調査検討』(平成11年)の2つの研究報告がある。前者はOECDが開発したPSR(環境への負荷Pressure、環境の状態State、社会的対応Response)フレームワークを参照し、国連持続可能な開発委員会(CSD)が修正した「駆動力」Driving forceやオランダの国家環境政策計画(NEEP)が採用している環境指標を参考に総合的な指標の作成について検討している<sup>8)</sup>。理念から検討したこのような前者の総合的環境指数の検討から「重点的政策」につなげる作業を行ったのが後者の報告書である。

## 2章 地域環境計画の現状と課題—日英比較—

この報告書では、重点政策課題を実現する中位目標と、そのパフォーマンスレビューが国の新環境基本計画（平成12年から5年間）の中心となることを示唆している<sup>9)</sup>。このような国の環境基本計画における総合的環境指標は地域環境計画における環境目標や環境指数との整合性が求められる。この点で第2回点検報告書における地方公共団体の取組促進の項で、環境政策の目標の定量化に資する環境指標を作成する際の基本ポイントを解説した「地域環境指標ハンドブック」の作成と、その都道府県・政令指定都市への配布が報告されていることが注目される<sup>10)</sup>。第3回点検報告書は「国民のライフスタイル」を中心テーマとし、調査とヒヤリングの結果を集約しているが、「地域社会におけるライフスタイルの転換に関する取り組みには地域特性を踏まえた細かな施策の推進が必要であり、地方公共団体は目標、役割分担等を提示するなど戦略面での中核的役割を果たす」と、地域目標管理の「戦略的」意義を強調している<sup>11)</sup>。地域における環境指標の開発応用と戦略的指向を持った地域環境計画の策定が大きな課題なのである。

### 2節 イギリスにおける地域環境計画

#### (1) イギリスにおける地域環境計画の登場

ヨーロッパの「環境的のろま」*environmental laggard*と言われていたイギリスは、サッチャー政権の末期1989年に初めて『環境白書』*White Paper*を刊行し、90年には『共通の遺産』*This Common Inheritance*を公表した。また92年のリオ・サミットを受けて94年に『持続可能な開発：イギリスの戦略』*UK strategy for Sustainable Development*を出したが、この内容は産業の自主性グリーン化や政府の手続きに焦点があてられ、新しい政策や長期の目標は定められず批判の多いものであった<sup>12)</sup>。イギリスの環境計画に影響を与えたのは92年に出たEUの「第5次行動計画」*Fifth Action Programme*である。この行動計画はエネルギー、交通、農業、廃棄物、水、観光の増大を数字で示し、それぞれについて減少のための行動計画を提示するものであった<sup>13)</sup>。地域環境計画に眼を向けると、イギリスの環境省DoEは92年に「計画政策ガイド」を見直して『計画政策ガイド12』*Planning Policy Guidance*を定

め、地方政府に「持続可能」な計画策定とエネルギーへの配慮を指示していた。この場合産業同様、地方自治体においても地方の自発性を尊重する「自発主義」voluntarismがイギリス環境政策の特徴であった。

## (2) イギリスの地方政府における環境計画管理への取組

「イギリス地方政府庁」LGMBが92年に出した『地方政府における環境実践』*Environmental Practice in Local Government*には、環境条例 (Colchester Borough Council)、環境声明 (London Borough of Sutton)、環境率先 (Kirkless Metropolitan Council)、環境都市 (Leicester Environment City)、イギリス第2環境都市 (Middlesbrough Borough Council)、環境戦略 (Leicester County Council)、環境管理監査システム (Hereford City Council) の7つの事例が紹介されている<sup>14)</sup>。イギリスではそれぞれの地域が「タウン・カントリー計画」をもち自主的に環境計画に取り組んでいる。このようなイギリスの自主的環境計画モデルは民主主義、住民参加の面で高く評価され、参加型では「世界のリーダー」と言われているが、これは大陸の政策統合型や技術的解決型とは対照的である<sup>15)</sup>。とわいえ、97年に労働党が政権につき、保守党下の「強制的競争政策」CCTが見直され、地方政府のイニシャチブと住民参加で「革新的」な地方計画が登場しつつあり注目される。イギリスの「環境をめぐる地方政治」local environmental governanceは変化の過渡期にある<sup>16)</sup>。この場合イギリスの環境アセスメントの動きも注目される。これは91年の「計画および補償法」により成文化され、EU指令No. 97/11に基づき99年3月の実施に向けて改訂作業中である。環境アセスに関する97年のEU指令は、調整をする当局の「戦略的アセスメント」を強調する。イギリスでは環境情報を公表する「環境声明書」environmental statementの役割が重視され、地方政府はこの声明書で公表されなければならない「環境アセスの範囲」を開発者に助言できるようになる。つまり地方の政策当局が環境アセスの範囲に戦略的に介入できるし、そうすべきというのである。これは、イギリスの地域環境計画を誘導する『計画政策ガイド12』(PPC12)の『同13』(PPC13)への見直しにつながっている。このような地域環境計画における戦略性を実現するために、環境に関する教

育、現状の評価、計画決定のガイド、行動の評価を誘導する「環境目標と環境指標」の開発がイギリスでも重要課題となってきた<sup>17)</sup>。『地方政府における環境実践』によれば、戦略的環境アセスと並んでEMS（イギリスで開発された環境管理システム）とEUが開発したEMAS（環境管理監査スキーム）およびISO14000の地方政府における活用が重要課題となってきた<sup>18)</sup>。日本の環境計画は中央主導の大陸型に近いが、住民参加・地方自治に根ざし最近急速に変化を見せているイギリス地方政府の戦略的環境計画に学ぶべき点が出てきているようである。

### 3節 「理念誘導」計画から「実行誘導」計画へ

#### (1) 環境管理計画から環境基本計画へ（長崎県のケーススタディ）

長崎県は平成4年「快適環境基本計画」を策定した。これは「快適性」に主眼をおいて環境面からみたまちづくりのビジョンを示すものであり、県の自然的、歴史的、社会的特性が強調され、行政および事業者の施策や事業の手引きとされた。この計画は県の総合的な環境政策の方向を示すものとして意義があったが、「快適環境」の「理念」（ビジョン＝あるべき方向）を示す反面、目標や目標管理が明確でなく実効性のあるものとは言えない。社会的に大きくクローズアップされた諫早湾干拓と絡み、平成5年、長崎県は「やすらぎやうるおいといった新たな価値観のもとに、地域社会の発展がどのような影響を与えるか明らかにしつつ、土地利用の段階から地域社会の発展を見すえ、そのうえで地域環境との調和を目指し、地域の発展と地域環境の保全とを両立させる」ということで、「諫早湾地域環境計画を」、平成7年には「大村湾水辺環境計画」を策定した。この「地域環境計画」は環境影響評価に関心を注いでいるが、他の計画（総合計画や地域開発計画など）との整合が不十分であり、特に計画アセスに対する見直しを迫るものではなかった。またこれらの計画は地域の環境負荷の「管理計画」を示すものであり県域のトータルな計画を示すものではなかった<sup>19)</sup>。一方リオサミットの「アジェンダ21」は平成8年長崎県の『地域環境保全行動計画』の策定と、県庁の事業所としての率先計画である『率先行動計画』の策定を促した。この背後にはICLEL（国際環境自治体協

議会)の地方自治体における「アジェンダ21」策定の奨励があった<sup>20)</sup>。この計画は地球環境問題に取り組む自治体の課題と方向を示すものであったが、環境目標が具体的に掲げられたのはCO<sub>2</sub>だけであり、具体的な行動計画の提言に至っていない。同年策定された『長崎県緑化推進基本計画』も内容的には地域特性が出ているものの課題は総花的であり、他の環境施策との関連も明確でない。こうしたなか各地で環境基本法第7条を根拠にして県や政令指定都市、市町村における環境基本計画策定が進み、長崎県でもようやく平成9年10月環境基本条例を制定し、その第8条で長崎県の環境保全および創造に関する総合的かつ計画的な推進を図るための「環境基本計画」策定を義務づけた。これは長崎県の「環境基本計画」に法的根拠を与えるものとして重要である。この基本計画の意義は①環境保全計画のマスタープランを示したこと、②県行政および市町村行政の一般施策の指針を示すものであること、③計画の期間は10年であるが2010年を目標達成の「目標年」と設定しようとしていることである。この地方環境基本計画は国の環境基本計画に準じて現状・課題・施策の方向を循環、共生、参加、国際的取組の柱で構成するとともにし、特に事業別・地域別配慮指針を示し、計画推進のための体制やネットワーク、進行管理といった行政的レビューの機能も記載されていることが重要である<sup>21)</sup>。すなわち、実行計画が「画餅」にならない仕組みが検討されているということである。県はこの計画の策定にあたり、平成10年に県民アンケート(1300人中335人回答)と8カ所の地域ヒヤリング(延べ330人参加)を実施した。その結果大村湾、諫早湾といった閉鎖性海域を有し、海(川)流域に囲まれる長崎県の地理的特徴や、廃棄物・環境教育への関心の高さといった特質を抽出している。このアンケート結果は計画の4つの重点プロジェクト(流域環境づくり、資源循環社会づくり、環境にやさしい人づくり、豊かな海づくり)に反映されようとしている。この計画で特徴的なのは事業所や地域の環境配慮指針を掲げ、これをレビューしようとしていることである。このような計画のスタイルは国の環境基本計画と共に川崎市等の先行事例が参照されている。近年策定される各県レベルの基本計画は環境指標が具体的な数字目標として掲げられるようになったことが特徴的である。各県の基本計画には平均して15—20の環境指標が、三重県の例では46の環境指標が挙げられている長崎県は21指標が検討中である<sup>22)</sup>。



この環境基本計画と環境アセスメントとの関連についてはなお問題が残されている。

(2) 市民参加型のアメニティ追求（長崎市のケーススタディ）

長崎市の環境保全行政は公害原因（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、震動、悪臭、景観破壊、廃棄物）に対する規制や対策の歴史であった。それは開発主導の業界との確執の歴史でもあった<sup>23)</sup>。前述のように平成4年長崎県は「長崎県快適環境基本計画」を策定し「アメニティ」をクローズアップしたが、長崎市は歴史的観光都市としてのアメニティを重視する「まちづくり」には元々熱心であった。市民運動を背景に市民参加型の伝習所事業が歴史的景観保全やまちづくりに貢献するという先行的な取り組みが見られたのである。平成5年環境基本法の成立後、国の環境基本計画策定の中間報告が出る平成6年に、すでに地域環境計画の必要性が認識されていた。長崎市の環境基本計画策定事業は、市民参加型を目指したところに特徴がある。すなわち長崎市の環境基本計画の策定は、長崎市が市民参加型市政推進の手段としていた「長崎伝習所事業」のなかで学識者、市民、行政による「環境プラン研究会」を中心に進められ、リサイクル文化研究塾などがこれをまわりから支援した。「環境プラン研究会」は平成7年、8年国や各地の先行事例（千葉市、熊本市、太宰府市、豊中市など）を調査し、長崎市が基本計画を策定する場合の留意点を報告書にまとめた<sup>24)</sup>。平成9年には基本調査として市民アンケートと企業アンケートが実施されるとともに基本構想の策定が始まり、目標計画、シナリオ、ガイドライン、進行管理の骨格ができあがった<sup>25)</sup>。庁内の長崎市環境基本計画策定調整会議は他の計画との調整を図り、外部の組織として長崎市環境基本計画検討懇話会が設立された。しかしここで意外な事件が発生した。長崎市の監督下にある産業廃棄物処理場（三方山）における廃水データ改竄事件である。これは市民の指摘により明るみに出たものであるが、市役所の環境行政に対する不信を生みだし、組織の点検、問題点の洗い出しを行うため調査委員会が外部に設置され、内部改革が進められた。このため環境基本計画策定事業は1年間空転している。この事件とその後の改革は計画立案段階における情報公開、庁内の体質、各部門と市民との意志疎通という問題を孕んでいたように思われる。

平成11年環境基本計画策定の作業は再開され、9月には環境基本条例案が制

定された。この第8条は環境基本計画の策定を義務づけ、現在計画案が検討されている。基本的骨格は各地の環境基本計画に準じているが、アンケートに見られる長崎市に独自のアメニティ指向①まちのイメージとして海の青、山の緑、市内に散らばる文化遺産、②空気がきれいである、③緑が豊富であるという「アメニティ」の面と、長崎市民が重視する地球温暖化課題および省資源・リサイクルといった課題をどのように重点化するかが問題とされている<sup>26)</sup>。地域特性を生かし、他の計画と整合性をもたせ、戦略性をもった環境基本計画が策定され、これが実効性のあるものになるためには環境情報の完全公開、市民参加、環境目標・指標策定、目標達成手段、プランの進行管理、環境アセスといったシステムの構築が不可欠となる。

#### 4 節 地域環境計画の課題

##### (1) 環境目標（スコープ）、環境指標、環境配慮指針

環境基本計画は「計画」Plan、「実行」Do、「評価」Seeの構造をもっている。計画にはまず環境情報の整備公開が大前提である。環境目標は「定性的な目標」（望ましい環境像）と「定量的な目標」（環境指標）が区別される。長崎市の環境プラン研究会、平成8年『報告書』は「望ましい環境像」について各地の計画をオールラウンド型、自然環境保全型、公害防止型、快適環境創造型、エコポリス型に分類した。地域環境計画はそれぞれの地域の特性を反映しているということである。ここで「望ましさ」の普遍的定義として「著しい公害と自然災害がなく、自然環境（生態系）が保全されている状態」とし、この内容を「快適環境」と「空間認識のレベル」に分けている。「快適環境」は安全→健康→生理的→心理的の段階に応じた人間的欲求であり、これは空間レベルでは生体→住環境→生活環境→都市（自然）環境と区別されると分類した。報告書はこのような各種レベルの「望ましさ」を改めて時間軸、空間軸、価値軸の3つの軸で統合し図1ように関係づけた<sup>27)</sup>。このように環境範囲が示されるとすれば、この範囲と区別に応じた定性的な目標（抽象的な課題設定）および具体的な定量的な目標数字（ゴミの減量目標、各種環境基準などの環境指標）の計画設定がそれぞれについて可能となるというわけである。「実行」計

## 2章 地域環境計画の現状と課題—日英比較—

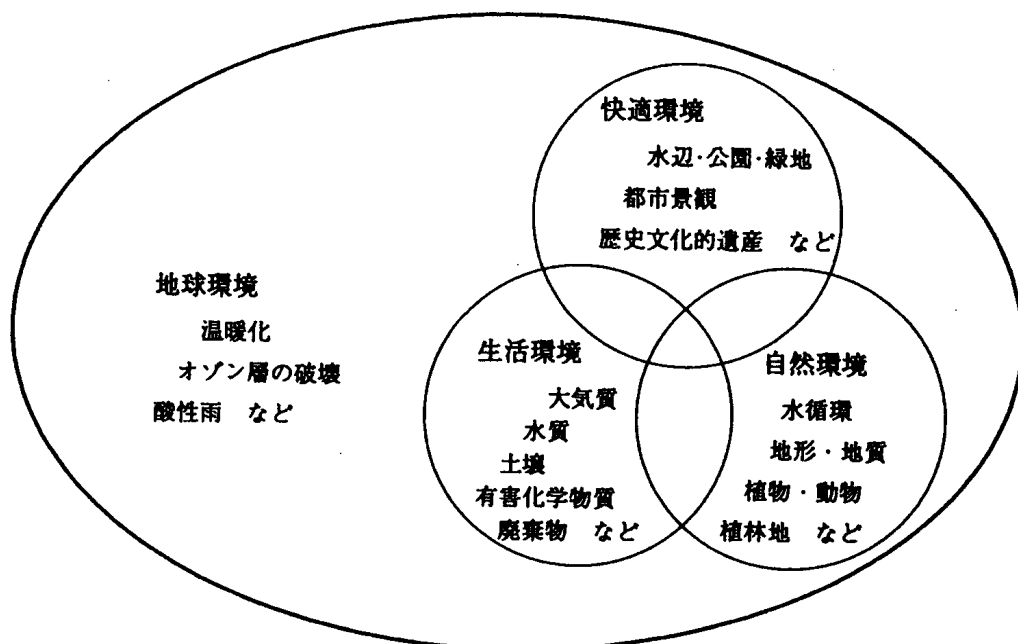
画ではこの環境目標および環境指標を実現するための「目標達成手段」(シナリオ)、すなわち各施策の基本方針と「環境配慮指針」(ガイドライン)の必要が強調されている。このようなシナリオと担い手の配慮指針が盛り込まれるところに他の各種計画には見られなかった環境計画の特徴が現れている。この「環境配慮指針」は地域別事業別、さらには主体別(市民・事業者・行政)に作成される必要があるという。この「実行」を誘導する「環境配慮指針」(ガイド)は法律的な罰則のない指針であるが、環境計画では計画が実際に実行されたかをチェックするための進行管理と評価の仕組みが重要な課題となる<sup>28)</sup>。

これについてプラン研究会の報告書は庁内の推進体制の整備と共に望ましい環境の管理システムとして計画アセス、環境影響アセス、環境報告書およびISO14000シリーズの活用を推奨している<sup>29)</sup>。地方環境基本計画の実効性は市民参加とこのようなシステムの構築如何にかかっている。

### (2) 地域環境計画と環境アセスメント

平成10年、それまでの閣議アセスや個別法に替わって一般法として環境影響評価法が成立した。この法によりアセスの対象事業が拡大し、また開発事業者

図1 環境の範囲



の提出する環境評価書手続きに環境庁の発言力が強まった。この流れの中で地方においても環境影響評価条例により環境アセスが強化されている。長崎県では昭和55年に制定された「長崎県環境影響事務指導要綱」が見直され、平成11年10月に環境影響評価条例が制定された。この条例は対象事業の増加、住民や第三者機関である審査会の意見聴取の強化、評価書手続と事後調査の手続の強化などが新たに盛り込まれている。とはいえ、依然として対象事業規模は大きいものに限られ、また環境影響アセスの範囲にとどまり、環境計画アセスにまで踏み込んでいない<sup>30)</sup>。第三者的な評価組織が実際にどこまで機能できるかも大きな課題である。

環境基本計画は住民の「望ましさ」を追求する広範な計画であり、単に環境領域の基本計画にとどまらず市民参加の下で社会経済的なシステムを持続可能なものに変換するという目標を掲げている。それゆえ、経済計画や都市計画、交通計画その他の諸計画を統合するという政策統合に本質がある、このような政策統合によって地域の生産・分配・流通・消費・廃棄の全課程を環境的に持続可能なものに変えていくという課題を内包している<sup>31)</sup>。現状の環境基本計画はようやく理念導入から実行計画の策定段階に到達したばかりである。以上見てきたような現状の環境基本計画には次のような諸課題がある。

- ① 他の計画を統御できる強力な統合計画となっているか。(計画の統合性)
- ② 時間管理のできる戦略的な計画となっているか。(計画の戦略性)
- ③ 市民に十分なコンセンサスができているか。(パートナーシップ)
- ④ 環境情報は十分に蓄積・公開されているか。(環境情報の収集・公開)
- ⑤ 掲げられる目標および指標は妥当なものであるか。(環境目標・指標の開発)
- ⑥ 計画およびその実施が確実にチェックされ、見直しできるものになっているか。(環境計画チェックシステム)

このような諸課題をクリアーするためには、組織の積極的な改革を含む多くの実践と経験の蓄積が必要である。そのような手法の一環として自治体における情報公開と市民参加、環境管理・監査スキーム(EMAS)の導入、ISO14000の認証取得、環境声明書の義務化、インフラ整備におけるライフサイクル・

アセスメント的発想の導入、戦略的アセスメントの導入等ヨーロッパで先行する事例の咀嚼と、それらの地域への導入が課題となるように思われる。

- 1) Michael Redclift, *Sustainable Development, Exploring the contradictions*, Routledge, London and New York, 1987, pp. 15—36
- 2) David Reid, *Sustainable Development, an introductory guide*, Earthscan, London, 1995, pp. 185—190 共同編集グループ『アジェンダ フォー チェンジ日本語版』ほんの木1997年
- 3) 増原義剛『図でみる環境基本法』中央法規出版会1995年 91ページ
- 4) 環境庁編『環境基本計画』大蔵省印刷局平成6年 61ページ
- 5) 環境庁『日本の環境対策は進んでいるかⅡ』大蔵省印刷局平成9年173ページ
- 6) 環境庁編『日本の環境対策は進んでいるか』大蔵省印刷局平成8年48、177、206ページ
- 7) 同『同書』28、75—77、117—9ページ
- 8) 総合環境指標検討会『総合的環境指標試案』平成9年 2ページ
- 9) 富士総合研究所『環境基本計画に係る目標のあり方に関する調査検討報告書』平成11年 9—11ページ
- 10) 同『同書Ⅱ』174ページ
- 11) 同『同書Ⅲ』平成10年17ページ
- 12) Gouldson & Murphy, *Regulatory Reality, The Implementation and Impact of Industrial Environmental Regulation*, Earth Scan, London, 1998, pp 71—73.
- 13) Helmut Lusser, 'Environmental' planning, chap.7, in *Local Environmental Policies and Strategies*, eds. by Julian Agyeman & Bob Evans, Longman, Essex, 1994, p.116
- 14) Do., *Ibid.*, pp125—6
- 15) Stephen C.Young, 'Local Agenda 21:The Renewal of Local Democracy?', in *Greening the Millennium?; The New Politics of*

- the Environment*, Blackwell, Oxford, 1997, p. 141
- 16) Yvonne Rydin, ed. by Michael Jacobs, *Urban and Environmental Planning in the UK*, Macmillan, London, 1993, rev. 1998, p. 112
  - 17) Do., *Ibid.*, pp. 235—243
  - 18) A. Gouldson & J. Murphy, *Op cit.*, pp. 89—101
  - 19) 長崎県『環境白書』平成7年版 12ページ
  - 20) 磯崎博司「環境条約と地方自治体」『環境と公害』Vol. 26No. 3, 1997年 4ページ
  - 21) 長崎県環境審議会『長崎県環境基本計画』中間素案、『同』検討資料
  - 22) 三重県『三重県環境基本計画』平成9年 156—9ページ
  - 23) 長崎市保険環境部環境保全課『環境保全行政』平成7年版3—8ページ年表参照。昭和62—63年の「旧香港上海銀行」保存運動における市民的な盛りあがり、行政の町づくりに対する考え（市民参加の必要）の一つの転機となった。
  - 24) 長崎市『環境プラン研究会報告書』平成8年（平成7年度）
  - 25) 長崎市『環境プラン研究会報告書』平成9年（平成8年度）
  - 26) 長崎市環境部『長崎市環境基本計画策定に係るアンケート調査報告書』平成10年
  - 27) 長崎市『環境プラン研究会』平成9年 49—53ページ
  - 28) 長崎県の環境基本計画では環境目標や配慮指針がブロック単位とする地域を長期構想が設定しようとしている10の区域から7区域に変更する案が検討されている。
  - 29) 長崎市『環境プラン研究会』平成9年 92ページ
  - 30) 長崎県『長崎県広報』平成11年10月19日号外1—11ページ
  - 31) 淡路剛久他「自治体環境行政の課題—分権化に向けて—」『環境と公害』Vol. 26 No. 3、1997年 31ページ